

第1回阿蘇市議会会議録

1. 令和4年2月25日 午前10時00分 招集
2. 令和4年3月1日 午前10時00分 開議
3. 令和4年3月1日 午後2時02分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長(水道局長)	藤田浩司	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	会計管理者(会計課長)	大塚浩二
監査委員事務局長	渡邊一倫	政策防災課長	山本繁樹
ほけん課長	山中昭人	観光課長	秦美保子
住環境課長	加藤勇二郎	人権啓発課長	市原吉治
市民課長	森永智保	まちづくり課長	荒木仁
水道課長	竹原昭典	税務課長	市原修二
内牧支所長	加来隆浩	波野支所長	岩下勝則

農業委員会事務局長 徳 永 稔

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 本 山 英 二 議会事務局次長 市 原 多喜男
書 記 山 本 悠 未

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|--------|----------|-------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 14 号 | 令和 4 年度阿蘇市一般会計予算について |
| 日程第 2 | 議案第 15 号 | 令和 4 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について |
| 日程第 3 | 議案第 16 号 | 令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について |
| 日程第 4 | 議案第 17 号 | 令和 4 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について |
| 日程第 5 | 議案第 18 号 | 令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について |
| 日程第 6 | 議案第 19 号 | 令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について |
| 日程第 7 | 議案第 20 号 | 令和 4 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について |
| 日程第 8 | 議案第 21 号 | 令和 4 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について |
| 日程第 9 | 議案第 22 号 | 令和 4 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について |
| 日程第 10 | 議案第 23 号 | 令和 4 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について |
| 日程第 11 | 議案第 24 号 | 令和 4 年度阿蘇市水道事業会計予算について |
| 日程第 12 | 議案第 25 号 | 令和 4 年度阿蘇市病院事業会計予算について |

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

追加日程第 1 提案理由の説明

追加日程第 2 議案第 34 号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

追加議案が提出されることから追加議案等の取扱いにつきまして、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

執行部より追加議案 1 件の申出がありました。本日午前 9 時 30 分より議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過と結果について御報告をいたします。

追加議案の取扱いについてであります。議案第 34 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、本日の日程に追加し、質疑の後は所管の総務常任委員会に付託することといたしました。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 追加議案等の取扱いにつきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。したがって、追加議案等の取扱いにつきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

それでは、日程に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1 議案第 14 号 令和 4 年度阿蘇市一般会計予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1、議案第 14 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました議案第 14 号、令和 4 年度阿蘇市一般会計予算について、御説明申し上げます。

別冊 10 の 1 ページをお願いいたします。初めに、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 161 億 296 万 5,000 円と定めております。令和 4 年度の当初予算につきましては、前年度当初予算、骨格予算と比較しまして約 10 億円の増、6 月補正後の予算と比較しますと約 2 億 4,000 万円の減ということで、概ね例年並みの予算規模となっております。

それでは、まず 7 ページをお願いします。7 ページは、第 2 表、債務負担行為になります。運用開始から 10 年が経過したお知らせ端末につきまして、令和 5 年度から概ね 3 年間でお知らせ端末を順次更新する計画でございまして、令和 4 年度を含めた総事業費は約 10 億円を見込んでおります。なお、財源につきましては、過疎対策事業債及び地域情報化基盤整備基金等を活用する計画でございまして、

次に、8 ページを御覧ください。8 ページから 10 ページにかけては来年度に借入れ予定の

地方債になりますが、過疎対策事業債、それから合併特例事業債など、全部で 27 件、8 億 170 万円の起債を予定しておりまして、前年度の 6 月補正後と比較しますと約 1 億 5,000 万円の減としております。

それでは、主な歳入予算について説明させていただきます。

14 ページをお願いします。14 ページは、市税になります。まず、上の段から款 1 市税、項 1 市民税の一番上の個人市民税が対前年度比で約 1 億 1,000 万円の増、それからその下の法人市民税が約 2,500 万円の増を見込んでおりまして、コロナ前の水準には満たないまでも、令和 3 年度の決算見込みに近い水準で計上しております。

また、その下の段、目 2 固定資産税につきましては、約 1 億 1,000 万円の増を見込んでおります。要因としましては、令和 3 年度はコロナの影響で中小事業者の方などに対し事業用資産等に係る軽減措置がありました。令和 4 年度はその特例がなくなりまして、通年ベースに戻りますので、その分が約 1 億 2,000 万円ほど増となっております。

続いて、18 ページをお願いします。18 ページの上から 3 段目、款 10 地方特例交付金になります。前年度との比較が△1 億 1,850 万円ということで大幅に減少しておりますが、こちらは、先ほどの固定資産税の軽減措置と連動してくるもので、前年度はその軽減分に対し国が全額を補填しておりましたが、令和 4 年度につきましては軽減措置がありませんので、その分、約 1 億 2,000 万円を減少して計上しております。

また、ページ、一番下、款 11 地方交付税につきましては、普通交付税が対前年度比 3 億円の増、特別交付税については前年度同額で計上しております。普通交付税につきましては、公債費の増、それから臨時財政対策債振替相当額の減、また国の予算が約 6,000 億円ほど増えることなどによりまして増加の編成としております。

続いて、少し飛びまして、25 ページをお願いします。25 ページの中段以降になります。款 15 国庫支出金ですが、左端の目 1 総務費国庫補助金のところの 2 行目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、9 つの事業、合わせて 851 万 7,000 円を計上しております。国の本省繰越分として、阿蘇市は約 2 億 2,000 万円の交付限度額の提示を受けておりますので、次なる事態も想定しまして必要な事業を適時適切に予算化していきたいと考えております。

続いて、また少し飛びまして、37 ページをお願いします。37 ページの一番上の段、目 1 総務費寄附金の 2 行目の市ふるさと応援寄附金につきましては、今年度の決算見込みも踏まえまして、前年度比 1 億円増の 3 億円を見込んでおります。

また、同じ 37 ページの中段以降、款 19 繰入金、項 2 基金繰入金になります。こちらは、基金の、いわゆる取崩しになりますが、一番上の目 1 財政調整基金繰入金につきましては前年度と同額の 7 億円を、その 1 つ下の減債基金繰入金につきましては対前年度比 500 万円増の 6,500 万円を計上しております。また、下から 2 行目の目 10 公共施設管理基金繰入金につきましては、今年度は取り崩さず、基金の現在高であります約 3 億円をなるべく維持したいと考えております。

続いて、38 ページを御覧ください。38 ページの中段になります。前年度繰越金につつま

しては、対前年度比1億円増の2億円を計上しております。

続いて、43ページをお願いします。43ページから44ページにかけては、款22市債になります。市債につきましては、交付税措置率の高い起債を中心に合計で8億170万円を計上しております。

続いて、歳出になります。

まず最初に、52ページをお願いします。52ページの左端、目4会計管理費、節11役務費の一番下になります。コンビニ収納等取扱手数料につきましては、本年4月から住民サービス向上に資するため、税金、保険料などの公金がコンビニで収納できるようになりますので、その取扱手数料としまして162万9,000円を計上しております。

次に、54ページをお願いします。54ページの中段よりやや上、節14工事請負費の畜産農業協同組合跡地整地工事につきましては、有事の際の機能も備えつつ、簡易的な整地工事を行う予定で、設計業務委託料と工事費、合わせまして2,000万円を計上しております。

次に、58ページをお願いします。58ページは、情報管理費になります。上から5行目のオンライン申請管理システム導入委託料につきましては、国の自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画で示してある行政手続のオンライン化に伴いまして、住民の方がマイナンバーカードを活用してオンライン申請ができるように標準的なシステムに整備するものでございまして、335万5,000円を計上しております。なお、財源につきましては、2分の1を国庫補助金で対応する予定でございます。

次に、63ページをお願いします。63ページの5行目になります。お知らせ端末管理システム更新業務委託料につきましては、冒頭で申しあげました令和5年度からのお知らせ端末更新に向け、クラウド化等に伴うシステムを改修するための費用としまして1億1,330万円を計上しております。

次に、少し飛びまして、98ページをお願いします。98ページの中段になります。節18負担金補助及び交付金の阿蘇小学校放課後児童健全育成事業施設整備補助金につきましては、現在学童保育施設として利用しております阿蘇小学校体育館を旧黒川保育園へ移転するための施設改修に係る補助金でございまして、4,298万9,000円を計上しております。

次に、105ページをお願いします。105ページは、衛生費になります。上から3行目と4行目ですが、まず上の病院事業会計繰出金5億186万6,000円につきましては、新たに設置する院内保育所の運営費の増、それから不採算地区病院の運営費の特別交付税措置の拡充などによりまして、対前年度比約6,000万円の増となっております。

次に、その1つ下の病院事業会計繰出金（過疎対策事業債分）につきましては、外来患者の増、それから新型コロナウイルス感染症対応に伴いまして、待合スペースを増築するための改修費としまして約1億円に加えて、透析機械などの医療機器購入費として3,000万円、合わせて1億3,000万円を交付税算入率が高い過疎対策事業債を活用して、一般会計から繰り出すものでございます。

次に、107ページをお願いします。こちらは、母子保健費になります。107ページの一番下を御覧ください。スポットビジョンスクリーナー（乳幼児眼科検査機器）につきましては、

乳幼児健診時等におきまして、弱視、乱視、斜視等の早期発見を目的に保健センター内に設置するもので、126万5,000円を計上しております。なお、財源につきましては、2分の1が国庫補助金になります。

続いて、109ページをお願いします。109ページの左端の目6環境政策費になります。節12委託料の環境基本計画改定支援業務委託料につきましては、阿蘇市の環境行政のあるべき姿を明確化するため、策定後10年が経過する環境基本計画の検証と見直しを行う費用として385万円を計上しております。

次に、112ページをお願いします。112ページは、衛生費になります。左端の目10阿蘇保健福祉センター管理費につきましては、令和2年度から進めておりますセンターの大規模改修工事でございますが、3期目の工事としまして屋根防水工事、床・廊下の改修など、工事監理委託料を含む関連予算、合わせて9,720万円を計上しております。なお、財源につきましては、全額を過疎対策事業債で対応する予定でございます。

次に、119ページをお願いします。こちらは、農林水産業費になります。119ページ、下から3行目、新規就農者経営発展支援事業補助金につきましては、令和4年度から制度化された事業で、認定新規就農者の方に対し機械・施設等導入費及び経営開始資金等を支援するための補助金6,450万円を計上しております。なお、財源は、全額国庫財源を含む県補助金で対応することとしております。

次に、123ページをお願いします。123ページの上から2行目、第3一の宮地区促進計画及び営農計画策定業務委託料につきましては、整備後40年以上が経過し、農業用施設の老朽化が著しい阿蘇谷1工区、こちらの更新基盤整備を行うため、採択要件であります計画策定の費用としまして400万円を計上するものです。

続いて、126ページになります。節12委託料の地籍調査測量業務委託料でございます。地権者の方の高齢化、それから相続の問題などもあり、令和3年度から実施面積を増やして、スピード感を持って、調査測量を進める計画でございます。委託料として1億600万円を計上しております。なお、財源につきましては、県補助金が4分の3、残りの4分の1につきましても対象事業費の8割が交付税で措置されます。

次に、商工費になります。133ページをお願いします。133ページは、観光振興費になりますが、節14工事請負費の中岳中央火口園地整備事業（Eゾーン整備）としまして2,600万円を計上しております。こちらは、火口周辺の立入規制等に伴い、Eゾーン周辺の残りの工事を進めるもので、財源につきましては環境省の自然環境整備補助金2分の1を充当予定でございます。

続いて、135ページをお願いします。135ページの上から6行目、阿蘇アドベンチャーワールド創造事業（恋人の聖地プロジェクト）補助金としまして4,000万円を計上しております。こちらは、国の地方創生推進交付金2分の1の補助を活用しまして、今年度から実施している事業でございます。情報発信など若者誘客に向けた事業を計画しております。

次に、143ページをお願いします。143ページの上のほうは、地域振興対策費になります。節14工事請負費の阿蘇神社周辺整備工事につきましては、楼門完成を来年末に控え、中央

駐車場の舗装、新インフォメーションセンターの塗装、街路灯改修などの周辺整備を進めるため、4,000万円を計上しております。

続いて、土木費ですが、149ページをお願いします。149ページの一番下、橋梁点検業務委託料につきましては、約100か所の橋梁の点検費用1,500万円を計上しております。

続いて、150ページを御覧ください。150ページの中段以降、目1河川事業費になります。下から4行目、管理河川掘削等維持工事としまして5,000万円を計上しております。こちらは、東岳川ほか、河川の掘削、改修工事など、防災上の観点からも順次進めていく計画でございます。

続きまして、消防費になりますが、158ページをお願いします。158ページの一番下、防災情報システム等連携手数料としまして26万4,000円を計上しております。こちらは、お知らせ端末やメール、SNS、ホームページなど、多様なメディアを活用し、緊急時の防災情報など、一度の操作で速やかに同時配信ができるよう情報連携を図るものです。

続いて、教育費ですが、163ページをお願いします。163ページの節12委託料の一番下、GIGAスクール運用支援委託料につきましては、児童生徒1人1台の端末機使用時における設定やトラブル、故障時の対応など、子どもたちの安定的な学びを保障するため、支援に要する費用としまして253万円を計上しております。なお、財源につきましては、2分の1を国庫補助金で対応する予定でございます。

続いて、少し飛びまして、187ページをお願いします。187ページの上のほうは、体育施設費になります。上から2行目、農村公園あびか改修工事につきましては、陸上競技場メインスタンドの雨漏り工事、それからジョギングコースゴム舗装改修など、施設の長寿命化及び利用者の方の安全確保に向けまして1,738万円を計上しております。なお、財源につきましては、過疎対策事業債を充当しております。

続いて、192ページをお願いします。192ページの中段、公債費になります。今回、元金の償還が対前年度比で9,208万9,000円増加しております。要因としましては、平成28年熊本地震関連の災害復旧事業、それから学校空調機導入事業などの元金償還が始まったことに伴い、約9,000万円の増となっております。

続いて、同じ192ページの一番下になります。今回予備費としまして3,986万3,000円を計上しております。

最後に、添付資料としまして、194ページ以降に職員数、報酬、給料などの対前年度比較を表しました給与費明細書、それから205ページから206ページにつきまして地方債現在高の見込みに関する調書、また207ページから最後のページまでが債務負担に関する調書を添付しております。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。ただ今説明がありました議案第14号から議案第25号までの議案については、会期中の日程に従って、各常任委員会に付託をされます。したがって、自己の委員会の件についての質疑は御遠慮願いたいと思います。

それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。

12 番議員、森元秀一君。

○12 番（森元秀一君） 12 番議員、森元です。

54 ページ、工事請負費の畜産農業協同組合跡地整地工事 1,900 万円の詳細をお願いします。

あと、節 17 の公用車ドライブレコーダー23 万円、これで大体何台ぐらい公用車に付いたかという答弁をお願いします。

あとは、150 ページ、工事請負費の管理河川掘削等維持工事 5,000 万円、この辺の詳細をお願いいたします。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） ただ今の畜協跡地の整地工事について補足説明をさせていただきます。平成 24 年九州北部豪雨災害と熊本地震のときに災害廃棄物仮置場としまして有効活用させていただいております畜協跡地につきまして、引き続き有事の際に活用できる機能も備えつつ、簡易的な暫定的な整地工事をやっていきたいと考えております。

また、公用車ドライブレコーダーにつきましては 23 万円、こちらは 10 台を予定しております。現在の公用車における設置台数は 56 台ほど設置している状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 河川の詳細ということでございます。東岳川の竹林伐採と土砂撤去ほか 20 か所ほど、阿蘇市一円を予定しているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

1 番議員、佐藤和宏君。

○1 番（佐藤和宏君） 1 番、佐藤和宏です。

55 ページの地方バス運行等特別対策補助金ということで 8,800 万円、この詳細をよろしくをお願いします。

○議長（湯浅正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 政策防災課です。

55 ページの地方バスの運行助成金 8,800 万円につきましては、地方路線バス運行にかかった費用に対して収入から経費を差し引いた残りの経費を、路線バスの赤字補填分として県補助と合わせて支払うものです。

○議長（湯浅正司君） 佐藤和宏君。

○1 番（佐藤和宏君） ありがとうございます。バスの赤字の補填ということで答弁がありましたけれども、路線バスなどの割引に利用できる免許返納者割引乗車証ですか、ああいうのを活用して利用者を増やすような対策をしたらいいのではないかと考えていまして、そういう使い方も検討していただきたいと思います。またこれに関して一般質問をする予定にしておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 8番、谷崎です。

毎回お尋ねしますが、105ページの病院事業会計繰出金、繰り出しのほうですね、増えていっておりますが、財政課長の説明はありましたけれども、法定内繰出金ということでございますが、繰り出しの中で実際交付税でくる額と基準額への繰入額は違いますので、その交付税の額内で収まっているのかどうか、お尋ねします。

それと、134ページの観光関係でございますが、いろいろな協議会がたくさんありまして、それぞれ負担金を出してあります。一回見直したほうがいいのではないかと思います。その中で134ページの阿蘇山上ビジターセンター運営協議会負担金100万円、これはどういったことをされている協議会なのか、御説明をお願いします。

それと、施設利用関係で21ページに戻りますけれども、商工使用料の21ページの農産物直売センター使用料8万6,000円ですけれども、これはどこの施設なのか、御説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 谷崎議員、1番目の繰り出しの質問は所管だそうです。

観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 観光課です。134ページの阿蘇山上ビジターセンター運営協議会の負担金100万円について説明します。

こちらは、火山博物館の中に国直轄でビジターセンターが1階に入っています。ビジターセンターというのは、例えば九重にもございますけれども、大体協議会ができておりまして、そこも周辺自治体が負担金を払っております。負担金のお金のお話からいきますと、行政としては、阿蘇市が100万円、南阿蘇村も80万円、熊本県も出しております。それと、高森町も出しております。

それと、何をしているかということですが、あそこの実際の運営費自体は環境省が当然持ちます。運営というか、あそこの施設を火山博物館から借りてですね。私どもは、あそこの情報発信とか、あそこで体験をしたりとか、環境省と別のパンフレットを作ったりとか、あそこによりお客さんが来るような活性化事業を毎年、事務局は自然美化財団ですけれども、そのメンバーと行っております。詳しくは、ホームページ等を見ていただくと分かるかと思えます。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 21ページの農産物直売センター使用料でございますが、これはアゼリア 21前にあります直売所でございます。もともとは、農協が利用されて、物販をされていたんですが、農協さんが手を引かれまして関係で、現在は九州バイオマスフォーラム様のほうで行政財産使用ということで利用していただいている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） ビジターセンターについては、いろんな観光施設がありまして、いろんな協議会とか、いろいろとパンフレットがたくさん出回っていると思います。それに対して効果があるのかどうかを一回検証したほうがいいかなと、そのように思います。

先ほど病院関係は税務に関するから所管ということですので、病院のところで聞きたいと思います。だったらということで、140 ページの物産推進費の中段にいつもたかな祭りというのが 10 万円入っているんですが、今回は抜けています。削除した理由と、こういった削除したとき、1,000 円とか備忘で科目を上げられないか、そのことについてお尋ねします。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 特産物推進費の中のたかな祭りの件でございます。これまでたかな祭りにつきましては、農協の 4Hクラブさんがされておりまして、昨年まで予算は計上させていただいたんですが、昨年、近年 4Hクラブのメンバーも少なくなってきたということで、たかな祭りについては非常に自分たちではできないというお話がありましたので、補助金については今削らせていただいている状況でございます。1,000 円なりという部分については、財政課のほうになるかと思えます。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） たかな祭りについては、昨年は観光課のほうでされたのは分かっておりますが、やはり阿蘇も観光でやっていこうと思ったときに、京都ほど観光施設が多いわけではないので、何回もリピーターで来ていただこうと思えば、イベントとか、そういったコンテンツを増やしていったほうがいいと思うんです。その中でこれも貴重なコンテンツであったし、評判もよかったので、何らかの形で、一つはコロナでやれないところもあったと思いますけれども、観光課でもまちづくり課でもいいですので、今後、復活の検討をお願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木 仁君） 私たちまちづくり課の中でも特産物推進ということで、阿蘇についてはやはりたかなという部分は大事な特産だと考えております。なかなか近年、たかなを作られる方も減ってきているということもありまして、今、たかな漬組合様とも、たかなをどうやっていくか、どう推進していくかという部分については協議をしながら進めていきたいと考えております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

11 番議員、市原正君。

○11 番（市原 正君） 11 番、市原です。

予算書の中では 52 ページのコンビニ収納等の取扱手数料、これはコンビニに支払うものなのか、どういった内容なのかを求めたいと思います。

それから、全般にわたり過疎債という言葉がたくさん出てきましたが、これは阿蘇市において限度額というのが決められているのか、どんどん使えるのか、そのあたりの答弁を求めたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 税務課長。

○税務課長（市原修二君） ただ今の御質問にお答えいたします。

コンビニ収納等取扱手数料でございますが、冒頭、財政課長から御案内がありましたとおり、今年の 4 月から市税等の収納がコンビニでもお支払いができるというものでございます。

この支払いに関しては、コンビニ1軒1軒との契約は難しくございまして、収納代行企業さんと一括契約しております。各コンビニでお支払いいただいた場合には1件当たり71円という手数料を阿蘇市にまとめて請求がございまして、その分の手数料ということで162万9,000円計上させていただいております。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） 過疎債の件についてお答えいたします。

令和4年度の当初予算の中では、過疎対策事業債、約4億2,000万円ほど計上しております。この枠があるかどうかですけれども、国の予算が令和3年度と比較しますと、令和4年度が200億円増の5,200億円を予定しております。その枠の中で各市町村の要望に応じて対応していく形になるかと思っておりますので、阿蘇市の限度額というのは特段今の時点では決まっていない状況です。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

9番議員、園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 9番、園田です。

112ページの下から2番目の節14工事請負費、阿蘇保健福祉センターの大規模改修、この内容と、予算が通れば、時期がいつ頃になるのか、その間の使用についてどういうふうになるのか、それを一つお聞きします。

それと、187ページの一番上になるんですけれども、各社会体育施設の一般工事に100万円上げてあるんですけれども、この内容をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） お疲れさまです。

センターの大規模改修工事第3期ですけれども、工事内容は、先ほど財政課長の説明にもありましたけれども、床のたわみ解消とか、部屋の間取りの改修、あと屋外部の屋根の葺き替え等がありまして、今期で最終改修工事となる予定です。

発注時期ですけれども、112ページの委託料の一番下に組替業務委託料というのが出ております。こちらを1期、2期分の工事を全部組み替えて再構築をするという作業が入りますので、それが終わってからの発注になるので、早くて7月、8月になるのかなと感じているところです。

その間の使用についてですけれども、もちろん運営しながらの改修工事になりますので、工区割等を工夫しながら、部分部分使えない所は出てくるとは思いますけれども、その間使えるような形で施工はしていこうと今計画をしているところです。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 187ページの各社会体育施設の一般工事100万円ということで、これにつきましては、いろんな社会体育施設は意外と故障の部分がありますが、今年は一の宮運動公園の多目的グラウンドの側溝が埋まっているものですから、その部分を現在のところ予定しております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） コロナ関連で、例えば避難所の音響施設あたりの予算も今度は入っていたと思うんですけれども、いつも言っていますが、体育館あたりが避難所になったときに、どうしても和式のトイレが多いので、年度に1つずつでも洋式に改修を何とかできないかということはずっと話していたと思うんですけれども。例えばコロナの交付金あたりを使って、そういうところの改修はできないですか。例えば、大規模に水洗トイレを洋式にするのではなくて、何か簡易的に座って洋式でできるようなそういうトイレの設置も考えたかどうかと思うんですけれど、いかがですか、教育課。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 避難所ということで、教育施設におきまして避難所に指定される部分が非常に多いんですけれども、今まで何年かかけて避難所の和式を洋式に変えるとか、そういう取組をやってまいりましたけれども、今後においても避難所のトイレが万全ではない部分もありますので、担当課と協議して進めてまいりたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

6番議員、竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 6番、竹原です。

例年の質問ですけれど、85ページの運動団体補助金、内訳をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 人権啓発課長。

○人権啓発課長（市原吉治君） お疲れさまです。人権啓発課です。

今お尋ねの運動団体補助金ですけれども、阿蘇市には運動団体が3団体あります。それに阿蘇支部と一の宮支部ということで合計6団体あります。各支部に153万円を限度に補助をしている状況であります。あと、1つの運動団体につきましては、現在活動が中止というか、活動が行われておりませんので、そちらについての補助金は減額で上程をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） その1団体の補助金の額は分かりますか。

○議長（湯浅正司君） 人権啓発課長。

○人権啓発課長（市原吉治君） 1団体の補助金の額ですか。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 現在6団体の中で1団体が休止という形になっているということでお聞きしましたけれど、その1団体は減額という形で今おっしゃいました。その減額の額を教えてくださいなんですけれど。

○議長（湯浅正司君） 人権啓発課長。

○人権啓発課長（市原吉治君） 申し訳ありません。1団体につきましては、阿蘇支部、一の宮支部、両方とも活動がかなり行われておりませんので、1団体については10万円と、もう1つの支部については今のところゼロで計上させていただいております。ほかの団体については、1支部当たり153万円を限度として4支部ですか、上程をさせていただいている

ところであります。

以上です。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

4 番議員、甲斐純一郎君。

○4 番（甲斐純一郎君） 4 番、甲斐でございます。

56 ページの節 12 委託料であります。一の宮安全安心拠点施設についてお尋ねいたします。現在立派な施設ができつつあります。先般、施政方針の中で警察業務が 6 月にはスタートするとお聞きしました。この工期と今後のスケジュール等についてお尋ねしたいと思います。

○議長（湯淺正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 工期は今月末に竣工を迎える予定で、準備は整う形になります。開所につきましては、熊本県警の準備が整う 6 月からを予定しているところです。

○議長（湯淺正司君） 甲斐純一郎君。

○4 番（甲斐純一郎君） この落成式というのは、いつ頃ありますか。

○議長（湯淺正司君） 政策防災課長。

○政策防災課長（山本繁樹君） 市の施設ではございますが、運営を行うのは熊本県警でございます。そういった中、熊本県警と落成式の内容等も協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 2 議案第 15 号 令和 4 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について

○議長（湯淺正司君） 日程第 2、議案第 15 号「令和 4 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」を議題といたします。

経済部観光課長の説明を求めます。

観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 別冊 11 をお願いします。ただ今議題としていただきました議案第 15 号、令和 4 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について、御説明します。

1 ページをお願いします。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ 7,200 万円と定めています。

6 ページをお願いします。歳入になります。

款 1 使用料及び手数料、目 1 観光施設使用料、公園道路の使用料でございます。先日またレベルが上がって、前半は本当に厳しい状況とっております。予算としましては、前年比 2 割減の 7,199 万 9,000 円としています。

7 ページをお願いします。歳出になります。

款 1 観光施設費、目 1 公園道路管理費は、前年度と比較して 1,674 万 6,000 円を減額して

います。主なものとして人件費になりますけれども、節 12 委託料を昨年度より 650 万円の減額、8 ページの一番上の繰出金、これは監視員の人件費になりますが、790 万円を減額しております。増加分としましては、節 17 備品購入費 100 万円ですけれども、こちらは二次避難施設内の備品を計上させていただきました。

8 ページをお願いします。中段です。目 2 観光振興費については、前年比 120 万円の減額です。内訳は、草千里交通事故対策支援金を減額 100 万円、その分と、修繕費を 20 万円、これを災害復旧のほうに一括しておりますので、落としております。

以上、御審議方、よろしくお願ひいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 火山活動によって収入が非常に左右されております。それで予算も組みづらいたは思いますが、財源について、今後、山上にゲートから上っていく通行料だけではなくて、新たな財源として、今、美化財団がありますけれども、例えば坊中キャンプ場だったら県の施設だけれど、市が管理しているとかいう形で、美化財団の駐車場の管理を市でいただくとか、あるいは昔の県道のときは、料金所はもっと下でしたよね。坊中だったら西巖殿寺の横とか、そういった形で収入源をもうちょっと考えていったほうがいいのではないかと思います。難しい内容だと思うんですけど、今後の課題として頭に入れておいてください。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） そうですね、非常に難しいところで、まずは、今、政策防災課と人件費の体制について協議を進めておりますので、できるところからやっていきたいと思ひます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番、園田です。

8 ページの前の回の当初のときも質問したんですけども、草千里の交通事故対策支援金 300 万円ということで、令和 3 年度は事故がなかったのが補正で 100 万円減額されていたようだけれども、これは大体対象がどこからどこあたりのことを指しているのかと、黒川牧野 1 つだけの牧野なのか、そこらの説明をお願いします。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） この件については、範囲で言えば、草千里周辺でございます。あそこは草千里から駐車場がありますけれども、あそこを牛が渡ってきて、雷が鳴る日とかは、裏に林もつくってあって、そこに横断していたということで事故が多くなっていたということでございます。今回の件については補償的な意味合いもございまして、実は原野管理組合と行政区、それと黒川牧野組合と立会人のもとで 400 万円の確認書が組まれておりました。そういう中で、今回、組合長に御理解をいただいて、組合員をまとめていただいて、こ

ういった運びになりました。今後、そういったところも見直しが必要なところは、ほかのエリアについても協議をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 合併以来ずっと出ているんですけども、大体使途としてはどういう使途で出されているのか。それと、毎年出して、よく費用対効果のことを言われますけれども、例えば今は材料支給あたりでも非常に予算が少なく、どこの行政区でも碎石をもらうにもいろいろ大変なところですけども、この300万円の使途については、観光課はきちんと把握されているんですか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） この300万円は、議会からも請願書が以前出されていたということで、結局あそこの登山道路の企業局が牧柵管理料、要するに補償料として幾らか払っていたと。それがあそこが無料化になったときに入らなくなったということで、その前に阿蘇町からも200万円を払っていたんです。それに企業局分が入らなくなったので、その分を阿蘇町でみてくださいということで、要するにあそこの道路の補償的な意味合いが強い300万円であります。それに、またそれが平成13年に200万円から300万円になりまして、平成19年に数年事故が多発したということで100万円見舞金相当分、この見舞金の中には牛の安全対策費も入っているということで100万円を上乗せしております。この件について、口蹄疫もきて、今のような状態ですということで、ずっと協議をさせていただいたという経緯になります。なので、費用対効果とはちょっと違うかなと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 最後ですけど、県道を渡るので、熊本県あたりに半分でもどうにかならないかみたいな話はできないものですか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 言っております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。11時10分に再開いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 議案第16号 令和4年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第3、議案第16号「令和4年度阿蘇市下水道事業特別会計予

算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） お疲れさまです。

それでは、ただ今議題としていただきました議案第 16 号、令和 4 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

別冊 12 をお願いいたします。1 ページをお願いします。第 1 条に記載をしておりますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 2,595 万円と定めております。

8 ページをお願いいたします。まず、歳入の主なものについてでございますが、ページ、一番下になりますけれども、目 1 下水道使用料、節 1 現年度分につきまして約 2,500 件分、1 億 764 万 7,000 円と見込んでいます。

次の 9 ページをお願いいたします。中段あたりになります。目 1 下水道事業費国庫補助金、節 1 下水道事業費補助金、合計 6,320 万 5,000 円を見込んでおります。令和 4 年度の実施予定の南黒川地域の下水道管渠布設工事分、それから下水処理場の水処理施設の耐震実施設計分など、補助対象の 2 分の 1 を見込んでいます。

次の段、目 1 一般会計繰入金、節 1 一般会計繰入金ですが、合計 2 億 8,046 万 2,000 円を予算計上しております。主に起債償還の公債費分になります。

次の 10 ページをお願いいたします。一番下になりますけれども、目 1 下水道事業債、節 1 下水道事業債につきましては、令和 4 年度の事業の財源としまして 7,100 万円の起債借入れを予定しております。

続きまして、11 ページをお願いいたします。歳出になります。

目 2 維持管理費で、次の 12 ページになります。上から 2 行目になりますけれども、節 12 委託料、下水処理施設等包括的民間委託業務委託料として下水処理場や中継ポンプ場などの施設の運転管理及び維持管理を阿蘇管理センターに委託をしておりますけれども、その分、1 億 10 万円を計上しております。

14 ページをお願いいたします。14 ページ、上のほうになりますけれども、目 1 下水道事業費、節 12 委託料で下水処理場の水処理施設等耐震実施設計業務委託料 7,141 万円、それから管渠点検調査業務委託料 2,000 万円を計上しております。この管渠点検調査業務委託料につきましては、内牧一帯におきます下水管の点検調査をするものでございます。また、節 14 工事請負費につきましては、管渠工事として南黒川地域におきます管渠布設工事を継続して実施するところございまして、4,625 万円を計上しております。

次の 15 ページをお願いいたします。款 3 公債費ですが、令和 4 年度分の起債償還を元金と利子、合わせまして 2 億 1,388 万 1,000 円を計上しております。

簡単ですが、説明につきましては以上になります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 8 番、谷崎です。

下水道については、今後残りがどのくらいあって、どのくらいで終わるのか、その計画について御説明をお願いしたいのと。財政的には予算決算を見たときに多少黒字は出ていると思うんですが、気になるのが 9 ページの一般会計からの繰入金ということになるんです。この繰入金も約 2 億 8,000 万円ありますが、これはほとんどが交付税措置だと思うんです。この前、基準財政需要額に繰り入れて、この額を入れるということなので、交付税自体はもうちょっと少ないのではないかなと思うんですけれど、この金額というのは交付税そのものの金額ですか、それとも基準財政需要額に入れた金額が上がっているんですか。要は、こちらの手出しが多少 3 割程度あるのかどうかをお聞きしたいんですが。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） まず、下水道整備の計画についてでございますが、現在、南黒川地域を整備しておりまして、整備自体、令和 6 年度ぐらいまでかかる見込みでございます。南黒川地域の整備をもちまして、ほぼ計画区域の整備は終了する予定でございます。

それから、繰入金に関しましては、先ほど御説明申し上げましたように、公債費の償還分が主な繰入れの内容になっております。あとは人件費、それからそれ以外については自主財源で賄えない分ということでございますが、交付税の詳しいことは、すみません、財政のほうに確認いただければと思いますけれども、すべて交付税措置がされるんですが、その細かい内容、額については財政のほうに一括して交付税で入ってきますので、下水道分が幾らという部分については分からない部分でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 財政ということですけど、下水道は委員会では取り扱わないので、そのまま財政課長から説明ができれば。要は、手出しがある程度こちらの一般財源からあるのかどうかだけをお答えいただければ。

○議長（湯浅正司君） 財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） ただ今の御質問にお答えいたします。

9 ページの一般会計繰入金の公債費分については、すべてではありませんが、基準財政需要額に算入されております。そのほかについては、基本的には手出しになってくるところでございます。

○議長（湯浅正司君） いいですか。

18 番議員、田中則次君。

○18 番（田中則次君） 1 点だけ、お尋ねします。この工事も終盤を迎えております。ただ、これは阿蘇町時代から続いているわけですけど、長い期間続いているわけです。それで、私もいろいろ監査している中で気がついたんですけど、前、藤田部長にはお尋ねしたことがございますが、各戸に引込みの工事が発生しております。そういう中で前納報奨金ということで、例えば 50 万円かかったら 2 割の 10 万円、20%は免除されているわけです。今言いますように、一般会計の繰出金とか、その辺も発生しております。それで、結局、延滞金に

ついては何%ぐらいもらっているのか知りませんが、その辺の整合性が私はあまり理解できないところがあります。それで、工事が残り少なくなりましたので、今までの方との整合性がなくなってくるということもあるかと思えますけれど、その辺の考え方についてお尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 住環境課長。

○住環境課長（加藤勇二郎君） 報奨金につきましては、加入に際して一定の金額の負担金が発生しますが、その分についてある程度まとめて納めていただければ報奨金を支払うという形になっておりますけれども、議員がおっしゃいましたように、南黒川地域は令和6年度までで整備が終わる予定でございますけれども、整備が終わってから、また報奨金の制度については再検討していきたいと思えます。これまで報奨金を払った方、それから今やめるとなるとその後の方の公平性というか、そういう部分がございますので、南黒川の整備が終わってから、報奨金の制度についてはまた再検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第4 議案第17号 令和4年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第4、議案第17号「令和4年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました議案第17号、令和4年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

別冊13の1ページをお願いいたします。第1条です。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億2,835万8,000円と定めさせていただいております。対前年度比としまして1億1,277万3,000円増額をしております。

8ページをお願いいたします。歳入でございます。

款1国民健康保険税につきましては、合計で6億3,990万7,000円を見込んでおります。前年度比1,854万5,000円の減ということになります。要因としましては、未就学児の均等割が半額に軽減されるということと、被保険者の減少による影響が大きいためでございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。9ページの一番下の段でございます。款6県支出金、目1保険給付費等交付金です。節1普通交付金につきましては、24億5,110万4,000円としております。保険給付に必要な分が県から交付されるものでございます。全額を歳出の保険給付費に充当することとしております。また、節2特別交付金につきましては、保健事業や県に納める納付金等に充当しております。

続きまして、10 ページをお願いいたします。3 段目の款 10 繰入金、目 1 一般会計繰入金です。3 億 638 万 2,000 円を計上させていただいております。昨年度とほぼ同額になります。節 3 未就学児均等割保険料繰入金としまして 181 万 8,000 円を計上しております。こちらにつきましても、令和 4 年度から未就学児の均等割が半額に軽減されることに伴う一般会計からの繰入金となります。

次に、節 7 その他一般会計繰入金としまして 2,000 万円を計上しております。こちらにつきましても、国民健康保険特別会計の基盤安定のために一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、13 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1 総務費、目 1 一般管理費としまして 6,401 万 9,000 円を計上しております。こちらにつきましても、国民健康保険事業に携わる人件費 7 名分とその他の事務経費を計上しております。昨年度と比較しますと 2,678 万 8,000 円の減となりますが、昨年度は県下統一の事務処理標準化システムの改修費用を計上していました関係で今年度予算が減少したものでございます。

続きまして、16 ページをお願いいたします。款 2 保険給付費、項 1 療養諸費に合計で 21 億 1,016 万 1,000 円を計上しております。前年度と比較しますと 1 億 3,084 万 3,000 円の増額となります。17 ページをお願いいたします。項 2 高額療養費に合計で 3 億 4,727 万 9,000 円を計上しております。こちらにつきましても、前年度と比較しますと 3,094 万円の増額となります。いずれも被保険者は減少しておりますが、令和 2 年度、令和 3 年度と給付費が上昇傾向にございますので、こちらを反映させた額を計上しております。

続きまして、18 ページの 2 段目をお願いいたします。款 3 国民健康保険事業費納付金です。項 1 医療給付費分、次の段、項 2 後期高齢者支援金等分、次ページでございます。一番上の段、項 3 介護給付費分の 3 つを合わせまして 9 億 2,109 万 1,000 円を計上しております。こちらにつきましても、県から示された算定結果に基づく計上となっております。

説明は以上でございます。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番、園田です。

10 ページの未就学児の均等割保険料の繰入金ということで令和 4 年度 181 万 8,000 円、これは 0 歳から結局小学校に入る前の子どもということですよ。大体人数が何名ぐらいになるのか。

それと、17 ページの出産育児一時金ですけれども、本年度と前年度と同額になっていますけれども、大体出生児はどのくらい予想されているのか、お願いいたします。

○議長（湯浅正司君） ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） まず、均等割軽減者の子どもの数でございますが、これは未就学児ということになりますので、小学校就学前の児童 155 名分を計上しているところでござ

ざいます。

また、出生者数でございますが、国民健康保険事業の加入者 28 名分を見込み計上させていただいているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 5 議案第 18 号 令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 5、議案第 18 号「令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） では、続きまして介護保険事業会計について御説明をさせていただきます。

ただ今議題としていただきました議案第 18 号、令和 4 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

別冊 14 の 1 ページをお願いいたします。第 1 条です。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 34 億 7,364 万 8,000 円と定めさせていただきました。対前年度比としまして 1 億 6,012 万 9,000 円増額をしております。

9 ページをお願いいたします。歳入でございます。

一番上の段、款 1 保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料です。介護保険料につきましては、第 8 期となる令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 か年度につきまして、第 7 期の保険料を据え置いたことから 6 億 907 万 1,000 円で、昨年度とほぼ同額を計上させていただいております。

次に、10 ページをお願いいたします。一番上の段、款 4 国庫支出金、目 1 介護給付費負担金に 5 億 6,745 万 6,000 円を計上しております。こちらにつきましては、介護サービス費用の一定割合を国が負担するものでございます。

続きまして、11 ページをお願いいたします。一番上の段、款 6 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金に 4 億 5,264 万 1,000 円を計上しております。こちらにつきましては、国の負担金と同様に介護サービス費用の一定割合を熊本県が負担するものでございます。

次の段、項 3 県補助金、目 3 事業費補助金、節 1 その他事業費補助金に介護基盤緊急整備特別対策事業補助金として 5,798 万円と施設開設準備経費助成特別対策事業補助金として 1,138 万 8,000 円、計 6,936 万 8,000 円を計上させていただいておりますが、これにつきましては、市内の医療機関で介護病床をお持ちの病院 52 床を療養型医療施設から介護医療院へ転換するための補助金として計上させていただいております。

次に、一番下の段をお願いいたします。款 8 繰入金です。目 1 介護給付費繰入金 3 億 9,234 万 6,000 円、目 2 地域支援事業繰入金 2,287 万 5,000 円につきましては、国・県と同

様に介護サービス費用の一定割合を阿蘇市が負担するものでございます。

歳入は以上でございます。

次に、15 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1 総務費、目 1 一般管理費、節 18 負担金補助及び交付金に 6,936 万 8,000 円を計上しております。これにつきましては、歳入で御説明申し上げました市内医療機関の介護病棟が療養型医療施設から介護医療院へ転換するための補助でございます。全額が県補助金となるため、市の負担はございません。

次に、17 ページをお願いいたします。一番下の段です。款 2 保険給付費、目 1 介護サービス給付費でございます。こちらにつきましては、28 億 4,213 万 1,000 円を計上しております。前年度と比較し 1 億 468 万 1,000 円の増額ですが、第 8 期介護保険事業計画における供給量の見込みを基に算出させていただいたものでございます。

続きまして、20 ページをお願いいたします。2 段目の款 5 地域支援事業費、目 1 一般介護予防事業費に 3,000 万 5,000 円を計上しております。こちらにつきましては、前年度から 200 万円ほど増額をしておりますが、令和 6 年度にスタートいたします次期の第 9 期介護保険計画を令和 5 年度に策定することとしておりますが、そのために令和 4 年度はアンケート調査を実施し、高齢者の生活支援などについての課題やニーズ調査を行い、状況を把握して、それを分析し計画に反映させるものとして、その経費分を計上させていただいております。

その下の段でございます。目 1 包括的支援事業費から 22 ページの目 6 地域ケア会議推進事業費につきましては、ほぼ前年度並みの計上とさせていただいております。

なお、款 5 地域支援事業費の各項にそれぞれ委託料としまして、地域包括支援センター運営業務委託料として合計 1 億 2,500 万円を計上しております。こちらにつきましては、33 ページをお願いいたします。そちらに債務負担行為に関する調書ということで付けさせていただきます。地域包括支援センター業務につきましては、これまで 9 年間、阿蘇市社会福祉協議会に委託をしております。その間、業務の執行状況も良好であったことから、引き続き社会福祉協議会に担っていただくことが望ましいということで、地域包括支援センター運営協議会で決定がなされたところでございます。したがって、令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間、債務負担行為として設定をするものでございます。

説明は以上でございます。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 6 議案第 19 号 令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 6、議案第 19 号「令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（山中昭人君） ただ今議題としていただきました議案第 19 号、令和 4 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

別冊 15 の 1 ページをお願いいたします。第 1 条です。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 2,593 万 4,000 円と定めさせていただいております。対前年度比としまして 5,358 万 2,000 円増額をしております。

続きまして、7 ページをお願いいたします。歳入でございます。

款 1 後期高齢者医療保険料としまして 3 億 2,426 万 8,000 円を計上させていただいております。前年度比 2,770 万 5,000 円の増額となっておりますが、保険料率につきましては熊本県下同一でございます。広域連合において 2 年ごとに見直されることになっており、令和 4 年度からは団塊の世代が後期高齢者医療に入り始めることから被保険者の増加が見込まれますので、医療給付費の増加も予想がされます。したがって、保険料率の見直しがされたことによる影響によるものでございます。

続きまして、一番下の段、款 4 繰入金、目 1 事務費繰入金としまして 5,209 万 2,000 円を計上しております。前年度比 2,300 万 6,000 円の増額となりますが、こちらにつきましては、組織再編により福祉課から高齢者福祉関係の業務が移管されることに伴います職員の増員、及び一部事業が組織再編により健康増進課の所管となりますことから、これまで後期高齢の特別会計で受け入れ、人件費に充当しておりました収入が一般会計で受入れとなるために繰入金の額が増額するものでございます。

続きまして、9 ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1 総務費、目 1 一般管理費に 4,873 万 4,000 円を計上しております。主に人件費の計上となります。前年度と比較しますと 1,110 万 8,000 円の増額となりますが、組織再編に伴う人員増が主な要因となります。

続きまして、10 ページの 3 段目をお願いいたします。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金に 4 億 5,877 万 1,000 円を計上させていただいております。前年度と比較しますと 3,802 万 5,000 円の増額になります。全額を広域連合に納付するものでございますが、保険料改定の影響により納付額が増加するものでございます。

説明は以上でございます。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 7 議案第 20 号 令和 4 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について

日程第 8 議案第 21 号 令和 4 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について

日程第 9 議案第 22 号 令和 4 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について

日程第 10 議案第 23 号 令和 4 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。日程第 7、議案第 20 号「令和 4 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」から日程第 10、議案第 23 号「令和 4 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」までの 4 件を一括議題といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よつて、日程第 7、議案第 20 号から日程第 10、議案第 23 号までを一括議題とすることに決定いたしました。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君） お疲れさまです。

ただ今一括議題としていただきました議案第 20 号から議案第 23 号までにつきまして、順に御説明申し上げます。

初めに、別冊 16 をお願いいたします。議案第 20 号、令和 4 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算についてでございます。

1 ページをお願いいたします。第 1 条になりますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,140 万 5,000 円と定めております。

まず、歳入予算について、6 ページで御説明いたします。坂梨財産区の主な歳入予算としては、中段になります。左端の目で申し上げますと、目 1 水道使用料になります。令和 4 年度は、前年度と同額の 740 万 1,000 円を見込んでおります。

また、次の 7 ページをお願いいたします。主な歳入予算のもう一つは、7 ページの下段に記載してあります。款 6 諸収入、目 1 雑入で、昨日、補正予算の中で御説明いたしました土砂の投棄料につきましては、前年度比 200 万円減の 100 万円を計上しておりますが、工事の進捗、搬入実績等に応じて、今後の補正予算で対応してまいります。

次に、8 ページの歳出予算をお願いします。

8 ページ、上の段の目 1 委員会費につきましては、管理会を運営するための事務費、総額で 225 万 2,000 円を計上しております。下段の目 1 諸費につきましては、地域活動団体等の活動助成金としまして 116 万円を計上しております。

続いて、9 ページをお願いします。9 ページの中段以降、目 1 水道管理費につきましては、水道工事をはじめ、水質検査委託料など、総額で 679 万円を計上しております。

最後に、10 ページを御覧ください。予備費としまして 62 万円を計上し、歳出合計を対前年度比 100 万 3,000 円減の 1,140 万 5,000 円としております。

次に、別冊 17 をお願いいたします。議案第 21 号、令和 4 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算についてでございます。

別冊 17 の 1 ページをお願いします。第 1 条になります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 680 万 1,000 円としております。

初めに、歳入予算について、6 ページをお願いします。古城財産区の主な歳入予算としては、6 ページ、中段の目 1 水道使用料になります。令和 4 年度は、前年度と同額の 450

万 1,000 円を見込んでおります。

また、その下の款 4 繰入金、目 1 一般会計繰入金ですが、原野などの財産貸付収入としまして 29 万 8,000 円の繰入金を計上しております。

次に、7 ページをお願いします。7 ページの繰越金については、前年度同額で計上しております。

続いて、8 ページからの歳出予算について説明いたします。

8 ページの上の段の目 1 委員会費につきましては、管理会を運営するための事務費として総額で 56 万 5,000 円を、下段の目 1 財産管理費につきましては、防火線設置業務委託料など、合わせて 72 万 6,000 円を計上しております。

続いて、9 ページをお願いします。9 ページの一番上の段、款 4 水道管理費につきましては、水道管などの修繕料、工事費をはじめ、水質検査業務委託料など、総額で 485 万 1,000 円を計上しております。

最後に、10 ページでは予備費に 65 万 7,000 円を計上し、歳出合計額としまして前年度から 6 万 9,000 円減の 680 万 1,000 円としております。

次に、別冊 18 をお願いいたします。議案第 22 号、令和 4 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について、御説明いたします。

1 ページをお願いします。第 1 条としまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,815 万 9,000 円としております。

まず、歳入予算について、6 ページをお願いいたします。中通財産区の主な歳入予算としましては、6 ページ、中段の目 1 水道使用料になります。令和 4 年度は、前年度と同額の 1,000 万 1,000 円を見込んでおります。

また、その下の目 1 一般会計繰入金につきましては、原野などの財産貸付収入としまして 15 万 4,000 円の繰入金を計上しております。

次に、7 ページをお願いします。7 ページの繰越金につきましては、前年度と同額の 800 万円を見込んでおります。

続いて、8 ページからの歳出予算について御説明いたします。

8 ページの上の段の目 1 委員会費として総額で 214 万円を計上しております。下段の目 1 諸費につきましては、規程に基づき財産貸付収入の一部について地元 3 牧野組合へ補助するため、5 万 3,000 円を計上しております。

次の 9 ページの一番上の段になります。9 ページの目 1 財産管理費につきましては、防火線設置及び小嵐山草刈作業業務委託料など、合わせて 98 万 2,000 円を計上しております。

続いて、同じ 9 ページの下段、目 1 水道管理費につきましては、水道管などの修繕料、工事費、水道検針等業務委託料など、総額で 1,349 万 6,000 円を計上しております。

最後に、10 ページになります。予備費に 148 万 4,000 円を計上し、歳出合計が対前年度比 23 万 2,000 円減の 1,815 万 9,000 円としております。

最後に、別冊 19 をお願いいたします。議案第 23 号、令和 4 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について、御説明いたします。

まず、1 ページをお願いします。第 1 条としまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 万 9,000 円としております。

次に、歳入予算について、6 ページをお願いします。宮地財産区の歳入予算としましては、上の段の目 1 一般会計繰入金が 1 万 7,000 円と下段の繰越金 2 万 2,000 円を合わせまして、歳入合計は 3 万 9,000 円としております。

次に、7 ページをお願いします。7 ページの歳出予算につきましては、上の段の目 1 諸費としまして、財産貸付収入の一部を地元 3 牧野組合へ補助するため、1 万 9,000 円を計上しております。また、下の段の予備費につきましては、2 万円を計上し、歳出合計額が対前年度比 2,000 円減の 3 万 9,000 円としております。

説明は以上です。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、議案第 20 号「令和 4 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」から議案第 23 号「令和 4 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」までの質疑を終わります。

午前中の議案があと 2 件ありまして、あと 10 分ぐらいしかないので、ちょっと早いです。午前中の会議はこれでいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。午前中の会議をこの辺でとどめたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、午後 1 時から再開いたします。

午前 11 時 50 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第 11 議案第 24 号 令和 4 年度阿蘇市水道事業会計予算について

○議長（湯浅正司君） 日程第 11、議案第 24 号「令和 4 年度阿蘇市水道事業会計予算について」を議題といたします。

水道局水道課長の説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（竹原昭典君） ただ今議題としていただきました議案第 24 号、令和 4 年度阿蘇市水道事業会計予算について、御説明させていただきます。

資料は、別冊 20 を御覧ください。

1 ページになりますけれども、第 1 条、令和 4 年度阿蘇市水道事業会計予算は、下記のと

おり、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、(1) 給水戸数、上水道事業につきまして9,995戸、前年度から若干増えております。簡易水道事業、こちらは深葉地区と阿蘇山簡易水道になります。23戸となっております。(2) 給水事業所数、上水道事業については、統合も繰り返されまして、1か所となっております。簡易水道事業については、深葉地区と阿蘇山簡易水道の2か所となっております。年間総給水量につきましては、前年と変わらず、369万トンとなっております。簡易水道事業につきましては、1万6,000トンを見込んでおります。一日平均給水量につきましては、365日で割り戻した数字となっております。

続きまして、第3条の収益的収入及び支出、第4条の資本的収入及び支出については、25ページからの予算明細書で御説明します。

25ページをお願いします。25ページ、これは表題になりますけれども、令和4年度の阿蘇市水道事業会計の予算明細書になります。

第3条としまして収益的収入及び支出、収入の部としまして款の項目になりますけれども、上水道事業収益としまして、主なものを説明していきます。給水収益、こちらを4億240万円計上しております。その他の目3その他営業収益としまして、節1他会計負担金、こちらを2,150万円計上しております。こちらは、一般会計からの繰入れになります。消火栓等負担金、また公共的経費、減価償却負担金の計上になります。

続きまして、27ページをお願いします。こちらは、上水道事業、簡易水道事業になりますけれども、簡易水道事業の部分の営業収益、給水収益になります。こちらは、阿蘇山簡易水道と深葉地区ですので、給水収益として水道料金を207万円計上しております。営業外収益としまして他会計補助金、こちらも一般会計の繰入れも含めまして566万9,000円、小規模ではございますけれども、計上しております。一番下にまいりまして、上水道事業、簡易水道事業、合計しまして4億9,271万7,000円を収入として計上しております。

続きまして、28ページ、支出になります。

上水道事業費、営業費用、こちらは、水源地、浄水場の維持管理費用、その他となっておりますけれども、主に大きなものとしましては、目1原水及び浄水費の動力費4,150万円、委託料としまして584万円。

続きまして、29ページになりますけれども、配水及び給水費、こちらは、配水池、また配水、給水の施設の維持管理費となります。こちらがトータルで4,711万円計上させていただいております。

29ページの目4総係費になりますけれども、こちらが人件費等の事務経費になります。こちらが1億4,034万円計上させていただいております。職員及び施設管理、また事務補助の会計年度任用職員の報酬等になります。

続きまして、31ページをお願いします。こちらも委託料、この経費の中で多い費用としまして検針委託料、こちらを含めまして1,475万円計上させていただいております。

続きまして、33ページをお願いします。こちらも上水道事業と同じように簡易水道事業費としまして阿蘇山簡易水道と深葉地区、そちらの維持管理費用となっております。大きな

ものとしましては、やはり動力費 270 万円と目 2 配水及び給水費のトータルで 408 万円となっております。

35 ページをお願いします。費用の支出としまして、上水道事業、簡易水道事業を含めまして 4 億 8,804 万円計上させていただいております。

続きまして、36 ページになりますけれども、資本的収入及び支出になります。収入の部としまして款 1 上水道事業資本的収入、こちらは一番大きなものとしまして企業債を 2 億円借入れを予定しております。あと、項 3、目 1 他会計補助金になりますけれども、2,627 万円。こちらは、起債の償還元金の一般会計からの繰入れになります。款 2 になりますけれども、簡易水道事業の他会計補助金、こちらも阿蘇山簡易水道と深葉地区で以前起債を借入れしました。その分の 2 分の 1 の繰入れとしまして 342 万 5,000 円繰入れを予定しております。上水道事業、簡易水道事業を合計しまして 2 億 4,023 万 9,000 円を予定しております。

続きまして、37 ページをお願いします。資本的支出になりますけれども、款 1 上水道事業資本的支出で主なものとしまして、節 1 工事請負費、こちらを 2 億 2,200 万円計上させていただいております。こちらは、主に前年度から引き続いて乙姫地区の漏水量が多いハイランド地区、こちらがメインになりますけれども、その他、建設課、また県道工事、それらに付随した布設替工事になっております。総係費は、またそういった設計の委託料として 2,600 万円計上させていただいております。

続きまして、38 ページの簡易水道事業、阿蘇山簡易水道と深葉地区、こちらは補助事業と、また災害等で施設の整備がほぼ終わっておりますので、あまり計画的な予算の計上は行っておりません。ですので、緊急的な予算の計上として工事請負費 500 万円、委託料 200 万円を計上して、合計としまして 4 億 1,197 万円を計上させていただいております。

先ほどの資本的収入及び支出、こちらで支出に対して収入が不足する分、こちらに関しましては、2 ページになりますけれども、資本的収入が資本的支出に対して不足する額、記載されておりますとおり、1 億 7,173 万 1,000 円については、当年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

説明は以上になります。御審議、よろしくをお願いします。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

3 番議員、児玉正孝君。

○3 番（児玉正孝君） 33 ページ、簡易水道事業費でございますけれども、節 26 原水費 150 万円、これは水を買っているということだと思っておりますけれども、どこに支払いをされておられますか、お尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 水道課長。

○水道課長（竹原昭典君） すみません、こちらの原水費ですけれども、上水道事業と簡易水道事業は阿蘇市水道事業としては一本化ですけれども、阿蘇山の原水費として阿蘇市上水道事業に払う会計になっております。これは、なぜかといいますと、県の負担金が約 2 分の 1 入ってきますので、そちらのほうで会計上、阿蘇市水道事業会計ではございますけれども、

簡易水道事業会計から上水道事業会計に支払う形で内部の支出になっております。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番、園田です。

下水道のほうを見たときは、産廃の処理費が 750 万円ぐらい下水道のほうは上がっていたんですけど、例えば上水道の布設替工事あたりで古い管が発生したときには新しい管と入れ替えるわけですけども、そういう産廃の処理費、こういうのは工事請負費か何かの中に一緒に入っているんですか。特別に産廃処理費というのが上がっていないので、それは工事の代金の中に含まれているという解釈でよろしいですか。

○議長（湯淺正司君） 水道課長。

○水道課長（竹原昭典君） 下水道のほうは、処理場の汚泥等の処理費が入っているかとは思いますが、水道の場合は、産廃が発生する場合は道路工事で舗装がアスファルト等になりますので、それはすべて工事費の中で計上されております。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 撤去した古い管も同じような考えですか。

○議長（湯淺正司君） 水道課長。

○水道課長（竹原昭典君） 工事の中で撤去した分については、工事の中での処理費用になります。うちとしましては、県とか国から、掘り出して、撤去しろ、処分しろという指導はありますけれども、なかなか費用もかかりますから、県・国と協議した上でなるべく掘り上げないで、堀山に入っていましたら、もちろん撤去して、処分費も見込みますけれども、それも含めて、すべて工事の中でやっております。

○議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 8 番、谷崎です。

予算書を見たときに、収支においては約 460 万円の黒字が計上されていまして、減価償却費も 2 億円近くで、資本的収支もそれを賄える範囲内で赤字で収まっているということだと思いますんですけども、一般会計から出る繰入金、これが一般会計の予算の 113 ページに書いてあります金額が 5,100 万円に対して、こちらは足してみると 5,900 万円になっているんですが、この金額の違いについて説明をお願いします。

○議長（湯淺正司君） 水道課長。

○水道課長（竹原昭典君） 毎年度予算要求の段階で繰入れについては協議しますが、うちとして一般会計の消防費が 250 万円と 250 万円の 500 万円、それとそれ以外の衛生費から出ております額が 5,100 万円ぐらいございます。8 番議員がおっしゃった金額には、6 ページのその他営業収益のところの 2,521 万円が含まれていると思うんですけども、こちらの中にいろいろな手数料が 371 万円ございまして、それを差し引きますと、一般会計からの負担金は 2,150 万円になりますので、繰入れに対してうちが収入するのは、計算上、合っているかとは思いますが。

- 議長（湯淺正司君） 谷崎利浩君。
- 8番（谷崎利浩君） 合っているということであればいいんですけども、金額を足していったとき、同じになるような会計の科目の取り方をしていただきたいと思います。
- 議長（湯淺正司君） 課長、何かありますか。
水道課長。
- 水道課長（竹原昭典君） すみません、分かりやすい体系にしたいとは思っております。
- 議長（湯淺正司君） 他に質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（湯淺正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第12 議案第25号 令和4年度阿蘇市病院事業会計予算について

- 議長（湯淺正司君） 日程第12、議案第25号「令和4年度阿蘇市病院事業会計予算について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務部長の説明を求めます。

阿蘇医療センター事務部長。

- 阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました議案第25号、令和4年度阿蘇市病院事業会計予算について、御説明させていただきます。

別冊21の1ページを御覧ください。まず、令和4年度の業務量につきまして、病床数、一般病床数120床、感染症病床数4床、従来どおりの病床になっております。3病棟体制で行うことを予定しております。予算上こういう形にしておりますが、御承知のとおり、現在まだコロナが継続しております。県の要請もありますので、運営としましては、現行どおり、4階病棟をコロナ陽性患者受入れ専用として運営を継続していこうということで予定しております。次に、年間患者数、入院延べ3万8,690人、外来につきましては、波野診療所を含め、延べ5万6,076人、1日平均患者数は、入院が106人、外来が234人をそれぞれ見込んでおります。

次に、2ページになります。収益的収入及び支出になりますが、病院の経営に係る予算になります。病院事業収益、病院事業費用ともに合計28億6,243万5,000円ということで予算計上させていただきました。昨年度の予算に比べますと1億1,886万6,000円、率にして4.3%の伸び率になっております。増額の理由につきましては、この後、明細書で説明をさせていただきます。

続きまして、3ページをお願いいたします。資本的収入及び支出、建物とか設備等、資本に係る予算になります。資本的収入の合計4億6,795万6,000円、資本的支出5億9,636万3,000円、差し引き1億2,840万7,000円の不足になりますが、これにつきましては過年度分の損益勘定留保資金で補填をさせていただくことになっております。

それでは、28ページをお願いいたします。まず、収益的収入及び支出を御説明させていただきます。病院事業収益、そのうち医業収益の合計額を22億6,952万8,000円というこ

とで、昨年度の当初予算に比べまして 4,541 万 5,000 円の増としております。その内訳としましては、入院収益を 14 億 7,022 万円、外来収益を 7 億 658 万 1,000 円、その他医業収益を 9,272 万 7,000 円、それぞれ見込んでおります。入院収益につきましては、4,400 万円ほど増額しておりますが、令和 2 年度、令和 3 年度、それぞれ入院単価が増加しておりますので、それを見込んで増額をさせていただいております。外来収益も、令和 2 年度、令和 3 年度、それぞれ外来診療単価が上がってきております。それを踏まえて 687 万 7,000 円の増とさせていただいたところ です。

続きまして、29 ページをお願いいたします。医業外収益につきましては、5 億 9,285 万 7,000 円ということで、昨年度に比べまして 7,345 万 1,000 円の増としております。これにつきましては、目 2 他会計負担金、一般会計繰入金ですね、こちらを 4 億 2,271 万円ということで、昨年度に比べますと 4,172 万 8,000 円の増としております。一般会計のほうで財政課長からも説明をしていただきましたが、総務省の繰出基準に基づきまして、市の負担として繰り出しをお願いしている金額になります。なお、昨年からの増額につきましては、当院が地域医療拠点病院としまして救急医療とか高度医療、CT、MRI とかの高度医療ですね、小児医療、あと波野診療所の運営というへき地医療など、そういうことをやらせていただいておりますので、それに対する不採算地区病院の運営に係る経費が約 2,900 万円の増、それとこれも後ほど説明いたしますが、4 月から医師、看護職員の離職防止を含め、福利厚生の上向ということで院内保育所の運営をスタートいたします。それに係る繰出基準額が新しく 1,800 万円加わりましたので、御覧のと通りの増加となっております。あと、長期前受金戻入も昨年 1 億 3,227 万 7,000 円ということで、昨年度に比べますと 4,200 万円ほどの増となっておりますが、これにつきましてはコロナ医療機器を購入いたしまして、償却資産の取得に充てるための国庫補助金を会計上ここで改めて収入として計上してということになっておりますので、こういった形で増加をしております。

以上で、収益の合計が 28 億 6,243 万 5,000 円となっているところ です。

次に、31 ページをお願いいたします。こちらは、病院と波野診療所を含めまして、費用になります。まず、医業費用を総額 27 億 9,936 万 4,000 円ということで、1 億 1,788 万 8,000 円の増となっております。そのうち、給与費につきましては 16 億 6,135 万円ということで、昨年度に比べますと 5,360 万 6,000 円の増となっております。これにつきましては、給与費の内訳としまして、まず給料、備考の欄に医師以下ございますが、常勤職員の給料が合計 5 億 7,139 万 6,000 円、同じく常勤職員に支払います手当等が総額 6 億 2,784 万 8,000 円、開けて、33 ページです。報酬になりますが、総額で 2 億 2,038 万 2,000 円を上げておりますが、この主なものにつきましては、節 14 医師報酬につきましては、これも御承知のとおり、当院専門外来を数多く設けておりますが、17 診療科におきまして延べ 30 人の非常勤医師の雇用を予定しております。その総額が 1 億 2,840 万円となっております。昨年度に比べ 1,600 万円ほど増額となっております。それと、その下ですが、後期研修医受入負担金として 1,350 万円を計上しております。ありがたいことに、日本赤十字病院の救急科から令和 4 年度、院長に御依頼していただいて、延べ 5 人分、重なる月がありますので、15 か月

来ていただくことが予定されております。その費用として1,350万円の計上をしております。その下の看護師報酬以下につきましては、令和4年度雇用予定の会計年度任用職員、総勢31人予定しておりますが、その方たちの報酬になります。ちなみに、昨年よりは2人減っております。以上、これら給与費等、費用総額に係る職員給与につきましては、率にしまして58%となっております。昨年度が58.6%でしたので、ほぼ横ばいですが、0.6%ほどの圧縮にはなっております。

次に、34ページになりますが、目2材料費につきましては、前年と同額の3億2,058万円を計上しております。

次に、目3経費、これは合計としまして6億396万4,000円ということで、4,814万9,000円の増となっておりますが、これにつきましては、主に委託料になりまして、37ページをお願いいたします。委託料が合計額で4億2,935万円ということで、昨年度に比べますと4,548万6,000円の増となっております。このうち、すみません、行数があれですが、警備等業務委託とか、医療事務派遣業務委託とか、検体検査業務委託、これらにつきましては、コロナ感染症対応のため、業務量が増えたため増額となっております。併せて、飛びまして、41ページになりますが、41ページの一番下の行です。先ほどお話ししましたように、新しく院内保育所がスタートいたしますが、その運營業務の委託として1,775万2,000円が新しく増加しております。

44ページですが、費用の合計としまして、収入と同額の28億6,243万5,000円を計上させていただきます。

次に、45ページ、46ページをお開きください。資本的収入と支出ですが、こちらは、すみません、まず46ページの支出のほうから説明をさせていただきます。

資本的支出の合計としましては、5億9,636万3,000円ということで、昨年度に比べますと3億1,055万7,000円ということで大幅に増加しております。その理由としましては、建物工事費に2億8,500万円を予算計上させていただいておりますが、内訳は、建物工事費が2億7,500万円と設計監理費が1,000万円ということでの合計額です。管理棟の増築工事を2億7,000万円の予算を上げております。これにつきましては、前回の補正予算の際に基本設計分の予算を上げさせていただいたんですが、その際もお話ししましたが、今後、政策医療として新型コロナウイルス感染症を含む感染症対応が公立病院として求められておりますので、その感染対策と患者サービス向上のため、管理棟の増築工事を予定しております。増築の予定箇所につきましては、玄関向かって右側のスペースになりますが、棟続きとして1階が81坪、2階が66坪、延べ147坪の増築を予定しております。1階部分は、待合室、エントランスホールの拡張、それに伴う現行のレストラン、売店の移設と、2階は会議室を予定しております。その理由としましては、おかげさまで外来患者様が増加しております。1日当たり250人ペースで今増えております。その増加が要因ですが、それに伴いまして、感染対策スペースの確保とワクチン接種もさせていただいておりますが、講堂を今潰しておりますので、会議、カンファレンス、研修会等を行う場所がございません。その会場確保のための増築でございます。それと、1階の北側部分になりますが、同じく外来待合いを外来患者様の増加

と感染対策スペースの確保のために 23 坪の拡張、それともう一つ、地域連携室の移転及び拡張を 17 坪予定しております。地域の医療機関との連携を強化し、病床稼働率の向上を図っておりますが、入退院調整やベッドコントロール業務等、業務量の増加に対応するため、スタッフの増員とスペースの拡充を図るためです。併せて、現行の患者相談窓口では秘匿性の中の守秘義務を併せて確保できないところがありますので、改めて地域連携室を移転拡張することにしております。坪数で 187 坪、平米で言うと、延べ 617.45 平米の増築になっております。

次に、固定資産購入費になりますが、1 億 1,392 万 4,000 円ということで、こちらは昨年度に比べますと 1,500 万円ほどの減にはなっているところですが、高額医療機器の購入を予定しております。主なものとしましては、透析室の透析治療装置 4,000 万円、透析治療ベッド 13 床で 600 万円、病院が 7、8 年目になりまして、経年劣化ということで更新を予定しております。あと、検査室の血液や尿、体液成分を測定する生化学分析装置、これが 2,000 万円です。このほか 19 の医療機器の更新ということでの購入を予定しております。

それと、節 2 用地購入費として 397 万 4,000 円上げておりますが、これも議員の方からいろいろお話もしていただいたところですが、外来患者様の増加によりまして、駐車場が手狭になっております。これで、予定としましては、病院に隣接する土地を用地確保ということで購入させていただければということで、予算額として約 4,000 平米の土地代として計上させていただいているところです。

それと、企業債償還金は、企業債の元金の償還、他会計償還につきましては、市からお借りしている借入金の償還金の返済のための予算措置をさせていただいております。

すみません、順番が逆になりましたが、45 ページの収入です。今申し上げました支出のそれぞれの項目に対する財源として予定をさせていただいております。総額で資本金の合計が 4 億 6,795 万 6,000 円ということで、昨年度に比べますと 2 億 4,648 万円の増としておりますが、これは、先ほど申し上げました管理棟増築工事の影響でございます。このうち、病院事業債としましては、病院改修事業に 1 億 8,000 万円、医療機器等整備事業で 7,880 万円の借入れを予定しております。

それと、他会計負担金としまして 2 億 915 万 6,000 円ということで、1 億 4,798 万円の増をみておりますが、これも一般会計のほうで財政課長からも説明していただきましたが、このうち 1 億 3,000 万円につきましては有利な過疎債を一般会計から借りていただいて、一般会計に対して返済させていただくという形をとらせていただこうと予定しております。

以上で説明を終わります。御審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

8 番議員、谷崎利浩君。

○8 番（谷崎利浩君） 谷崎です。

予算立てについてはこれでいいだろうと思うんですが、ただ収益のほうで入院収益がコロナの件で分からないというところもありますが、コロナが収束して 4 階まで使えたとしたと

きに予定額の 14 億円いくかなど。令和 3 年度の実績は 8 億 4,000 万円ぐらいが実績でしたので、全部使えたとしてこのくらいいける見込みなのか、もう一回説明をお願いしたいと思います。

それと、先ほど一般会計のほうで質問しました一般会計からの繰入金ですね、収益的収支と資本的収支を合わせて約 5 億円計上されていますが、これについては法定内で計算して積み上げた金額いっぱいということ、手出し部分というか、それはやっぱりあるわけですか。この金額がそのまま交付税として入ってくるわけではないと思うんですけど、そのあたりはどうか、分かるなら答えていただきたいと思います。

それと、工事の件でお聞きしようと思ったんですが、土地購入の件の説明がありましたので、駐車場不足についてあそこの周りにそんなに土地はなかったと思うんですけど、当てはあるのかなと思うんですが、そのあたりの当てはあるのか。道の駅の駐車場ですね、あそこのスペースでは足りないのか、そういったのを含めてお伺いします。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） お答えさせていただきます。

まず、入院収益が 14 億円上げているが、大丈夫かという点ですが、すみません、これにつきましては、これだけ必要という必要額を上げさせていただいています。入院の診療単価は、おかげさまで、先ほど申し上げましたとおり、上がっております。ただし、先ほど言いましたように、実質的な運営はまだ 4 階病棟をコロナの専用病床として使う以上、議員がおっしゃいましたように、どのタイミングでどういう形で戻すかということが今院内でも何回も議論しているところです。コロナ補助金、今回の予算の中ではまだ計上しておりませんが、そのコロナ補助金との兼ね合い、そういったのを加味しながら、戻し方を考えていきたいと思っております。なおかつ、申し訳ございませんが、赤字予算としては計上できませんので、当然費用額はこれだけ必要だというのが 20 数億円あります。それにつきましては、当然ですが、こういった入院収益とか外来収益、そこに財源を求めざるを得ないという予算措置をさせていただいております。

次に、繰入金、こちらにつきましては、病院としましては、地方公営企業として、その中の病院事業として総務省の繰出基準の中で積算してあるということを前提にして、一般会計の財政のほうをお願いして予算措置をさせていただいているというのが現状です。普通交付税措置がしてあるというのは確認しておりますが、どれだけ措置してあるかということは、申し訳ございません、こちらとしては把握しておりません。

最後に、駐車場用地ですが、これは一応当てがあります。下交渉ではないんですが、始めさせていただいております。あまり場所は言わないほうがいいかと思っておりますので、要は病院に隣接して、いわゆる使い勝手がよかろうという土地を確保させていただければと。谷崎市議の御配慮もありまして、道の駅の第 2 駐車場ですね、あちらの利用もさせていただいているところであるんですが、やはり同一敷地内の中で職員駐車場を確保できれば、ひいては患者様の駐車場の確保ができるということでさせていただければと思っております。

○議長（湯浅正司君） 谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） コロナ感染症のタイミングは非常に難しいと思いますけれども、補助金も含めてうまく活用されて、来年度も含めて黒字を目指して頑張っていただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 9番議員、園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 9番、園田です。

28 ページ、阿蘇市職員の健診ということで 267 万 3,000 円、大体これは職員の方が何名ぐらい健診を受けられるのか。それと、健診は、普通、熊本市内でしたら、職員の方も 1 泊 2 日のドックだと思うんですけど、同じような健診なのか。それと、一般のドックが 600 万円ほど上がっていますけれども、大体年間を通してどのくらいの方が人間ドックをされているのか。

それと、待合室の拡張ということですが、ちょうど今、玄関が待合室の後ろ側に風除室があるんですけど、今度は売店のほうまで広げるとなると、ちょうど玄関の入り口と待合室が合わさるような形になるだけけれど、そういうところの対策はどういうふうを考えていらっしゃるのか、お願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） 御質問にお答えしたいと思います。

まず、28 ページ、阿蘇市職員健診、これは、ドックとかではございませんで、阿蘇市の職員の方が、いわゆる職場健診として当院を利用していただいている分の収益になります。すみません、人数は、また後で調べて報告します。同じくドック関係、これも市町村共済のドック、県、学校共済のドック、一般のドック、それぞれありがたいことに来ていただいております。人数については、すみません、手持ちで持ち合わせておりませんので、また後日報告させていただきます。

それと、増築につきましては、今、入りまして、エントランスホールがございますが、障害物はない状態でエントランスホールを拡張するというふうに想像していただけるとありがたいんですけど。入って、右側にレストランがあります。レストランは潰します。そのエントランスホールを拡張して、待合室を広めるというイメージです。レストランと売店は、新しく増築した建物の南側に移動させます。という予定をしています。

○議長（湯浅正司君） いいですか。

他に質疑ありませんか。

11 番議員、市原正君。

○11 番（市原 正君） 先ほどの説明の中に院内保育所の開設という話が出てきましたが、どういった規模でどれぐらいのものをつくるのか。また、保育士の雇用等についてはどう考えているのか、説明を求めます。

○議長（湯浅正司君） 医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君） お答えしたいと思います。

院内保育所は、院内とはいうものの、敷地内に今病棟の南側に仮設住宅の集会場を住環境課の配慮によりまして移築をさせていただきまして、竣工しております。職員の子息になり

ます看護師さんのお子さんとか、先生方のお子さんも入られる可能性もありますが、そういった方々の子どもさんを預かる。今、院内でやらせていただいておりますが、病児・病後児保育を阿蘇市の委託を受けてやらせていただいております。それを併設した建物に構造的にはなっております。一般的な院内保育所につきまして、職員の子どもさんを預かる部分につきましては、定員として10名予定しております。満杯10人入れれば、保育士は3名必要という試算です。保育士につきましては、委託で業務を担っていただくということを予定しております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、議案第25号までの質疑は終わりました。

お諮りいたします。市長より議案1件が提出されました。この際、これを日程に追加いたしまして議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1 提案理由の説明

○議長（湯浅正司君） 追加日程第1、市長より「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、早速でありますけれども、令和4年第1回阿蘇市議会定例会、追加提案理由の説明をさせていただきます。

議案第34号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」

本件は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に準じた改定及び給与制度の適正化等を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

以上、議案1件（条例1件）を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

追加日程第2 議案第34号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（湯浅正司君） 追加日程第2、議案第34号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） お疲れさまです。

それでは、追加配付をさせていただきました議案書 1 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 34 号、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由につきましては、ただ今、市長から御説明がありましたので、繰り返しとなりますので、略させていただきます。本議案におきまして、関係条例 8 本の改正を同時に行うものでございます。

それでは、6 ページの新旧対照表を基に順次御説明を申し上げます。

まず、表外の第 1 条になります。阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正になります。表内、第 4 条第 3 項、昇給及び昇格の基準、これにおきまして、過去 1 年間に懲戒処分を受けた職員の昇給、昇格にあつては、この事由を併せて考慮する、この文言を改めて追加、明文化を行うものでございます。その下、第 5 項になります。55 歳を超える職員の昇給基準、これにつきましては、地方公務員法に併せた改正としまして、勤務成績が特に良好または極めて良好、こういった場合に限り昇給し、その昇給の号級数は勤務成績に応じたものとする、そういうふうに改正をしております。

7 ページをお願いします。表内の第 13 条及び下の第 18 条につきましては、時間外勤務手当に関し、ただし書及び例外規定を削除するものでございます。

同じ 7 ページの一番下、期末手当、第 19 条、これから 8 ページにかけて、お願いを申し上げます。人事院勧告に伴います期末手当支給率の改定でございます。8 ページの上、第 2 項の改正におきまして、一般職及び特定幹部職員につきまして、それぞれ 100 分の 7.5 を減じます。6 月期、12 月期、合わせて年間 100 分の 15、これを減じる改正でございます。

第 3 項になります。これは、再任用職員の期末手当支給率の改正でありまして、100 分の 5 を減じ、年間 100 分の 10 を減じる改正としております。

次に、9 ページをお願いします。8 ページの表の一番下からの続きになりますけれども、9 ページ、別表第 3 ということで級別職務分類表の改正について御説明を申し上げます。

まず、職員の給与、職務、職責に応じまして決定されるべき職務級の原則に基づき、今回相当する職務、改正前にあります、これに相当する職務、そこを削除、係長、参事等の係長級、これを 4 級に、審議員と課長補佐、次長等の課長補佐級を 5 級、課長、支所長等の課長級を 6 級と規定するものでございます。

10 ページをお願いします。10 ページの一番上、表外の第 2 条になります。阿蘇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例。その下、中段になります。第 3 条です。阿蘇市長等の給与及び旅費に関する条例。11 ページに移りまして、第 4 条、阿蘇市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例。同じく中段、第 5 条になります。阿蘇市病院事業管理者の給与等に関する条例。その下、第 6 条になります。阿蘇市会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例。これらにつきましては、先ほど申し上げました人事院勧告に準じた期末手当や支給率の引下げでございます。それぞれ 100 分の 5、年間を通じまして 100 分の 10 を減じる改正としております。

12 ページをお願い申し上げます。12 ページ、中段の第 7 条になってきます。阿蘇市職員

の育児休業等に関する条例。これにつきましては、国の方針に基づきまして、育児休業の取得要件の緩和に向け、今回所要の改正を行うものでございます。

13 ページ、下のほうになります。表内に新しく第 22 条としまして「妊娠又は出産等についての申出があった場合の措置等」、まためくっていただきまして、14 ページになります。第 23 条としまして「勤務環境の整備に関する措置」を追加したところでございます。

最後になります。第 8 条になります。阿蘇市職員の特殊勤務手当に関する条例につきまして、福祉業務手当としまして、今回新たに第 7 条第 2 項第 3 号に保育園に勤務する職員が保育業務に直接従事したときとして月額 150 円の特殊勤務手当を追加しております。これにつきましては、国が進めます保育士等の処遇改善に併せて、阿蘇市としまして新たに設けるものでございます。

それぞれ施行につきましては、保育士の特殊勤務手当、月額 150 円、これにつきましては 2 月 1 日から適用、他につきましては令和 4 年 4 月 1 日からの施行とします。ただし、期末手当の調整にあつては、令和 3 年度の 12 月期の支給が終わっておりますので、附則の第 2 条におきまして特例措置を設けております。会計年度任用職員を除き、いずれも令和 4 年 6 月の期末手当で調整を行うこととしております。

以上、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

6 番議員、竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） 6 番、竹原です。

最後の 14 ページの保育士の月額 150 円ですけれど、これは確か国のほうで月額 9,000 円のベースアップ、そういう形でお聞きしていたんですけれど、これは何か計算が合わないんですけれど、これはどういうことでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 総務課長。

○総務課長（村山健一君） お疲れさまでございます。

ただ今の質問でございますが、国が今回補助等によりまして保育所に勤務する職員等についての報酬額の引上げを求めており、今、議員がおっしゃいましたように、平均して 9,000 円という形で求められているところでございます。この点につきましては、民間と比較したときにどれだけあるのかということも、市の職員の給与とも比較させていただいたりしながらしております中で、民間と比して、決してそれが劣るような状況でないという部分もございまして、ただし、この手当の月額 150 円につきましては、コロナの中でマスクもなかなか付けることができない子どもたちと職員が接することがあるという形でございます、阿蘇市内においてもクラスターが発生する状況もちょうど今年に入りましてあるようなこともあっております。我々一般の事務方の職員につきましては、時差出勤を設けたり、また在宅での仕事とか、そういったこともできますが、そういった部分ではございませんので、どうしてもそこは現場で仕事をする必要があると。そういったことで、いわゆる危険手当に該当する部分ということで特殊勤務手当、これを月額 150 円という形で支払いをさせていただくことにしているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、議案等の質疑は終わりました。

ただ今から付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

各常任委員会付託につきましては、議案第1号から議案第3号まで、また議案第5号から議案第33号まで、及びただ今追加議案となりました議案第34号を今お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

大変お疲れさまでした。

午後2時02分 散会